

フィジカル AI による地域産業クラスター計画策定¹に向けた調査及び支援 委託業務仕様書

この仕様書は、フィジカル AI による地域産業クラスター計画策定に向けた調査及び支援を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務の名称

フィジカル AI による地域産業クラスター計画策定に向けた調査及び支援

2 業務の目的

長野県には、ロボット関連企業の集積やサプライチェーン、高品質な現場データ等の強固な産業基盤が存在する。また、本県は中山間地域を多く抱え、人口減少や人手不足、地域交通、物流、インフラ維持など、フィジカル AI による解決が期待される社会課題の先進地であり、実証フィールドとして高い優位性を有している。

今後は、こうした強みを活かし、需要（社会課題の解決現場）と供給（フィジカル AI の開発・実装）が県内にて循環する地域産業クラスターの形成を目指す。本分野の急速な技術革新や市場変化を踏まえ、本県の強みを客観的に評価するとともに、成長が期待される重点分野や推進方策を明確化するため、専門機関による調査及び支援を実施する。

3 関係法令

本事業の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

4 委託契約期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）1 月 29 日まで

5 業務委託完了時の提出書類

令和 9 年 2 月 10 日までに以下の書類を 1 部及び電子データにより提出すること。

- (1) 委託業務完了報告書（委託契約書第 7 条関係 様式第 1 号）及び関係書類
- (2) 業務の実施に要した経費の内訳（「6 委託業務の内容」ごと）が分かる書類
- (3) その他県が必要と認める書類

6 委託業務の内容

- (1) 成果目標
地域産業クラスター計画の策定支援
- (2) 実施事項
 - ①以下の項目について、申請に際しての仮説設定
中核企業の定義（供給側、需要側、等）
中核企業に関する基礎データ（企業名、主要商品、従業員数、売上、等）
以下、KGI・KPI（算定根拠の検証含む）
 - ・累計官民設備投資額
 - ・付加価値増加額
 - ・産業人材育成数
 - ②申請支援
申請準備における具体化支援、及び申請後の所管省庁との質疑応答支援
 - ③会議体

¹ 地域産業成長プラン B.地域産業クラスター計画

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chiikimirai/index.html>

定例会（週１回）
最終報告会

7 対象経費

- (1) 本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。
 - ①受託事業に従事する職員の人件費
 - ②報償費（講師等への謝金）
 - ③旅 費（講師、職員等の旅費・宿泊費）
 - ④需用費（資料等印刷費、事務用品費等）
 - ⑤役務費（通信費（郵便代、電話代等）、振込手数料等）
 - ⑥使用料及び賃借料（会場費、機材の借り上げ費用等）
 - ⑦その他事業実施に必要な経費
- (2) 一般管理費
各事業経費（人件費を除く直接経費）の合計額の10%以内であること
- (3) 対象とならない経費
 - ①機械・機器等の購入経費
 - ②土地・建物を取得するための経費
 - ③施設や設備を設置又は改修するための経費
 - ④国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
 - ⑤飲食に係る経費
 - ⑥その他、事業との関連が認められない経費
- (4) この他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

8 権利関係

- (1) 制作物が他社の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて県に帰属し、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 事業実施上の留意事項

- (1) 業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とすること。
- (2) 県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要を認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。

11 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、実施内容の詳細について事前に県と協議すること。
- (2) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。
- (3) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従わなければならない。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (5) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、県と協議すること。